

消費者

**副業サイトで稼ぐはずが、
逆に大損!? 大金を払ってしまった!**

Aさんは、「メールをやり取りするだけで報酬が得られる」というネット広告を見つけ、誘導されたサイトに登録しました。しばらくして、会社経営者と名乗る男性からメールが届き、「メル友になるだけで報酬2千万円を支払う」と言われました。Aさんは「2千万円ももらえるなら…」と、サイト内でメールをやり取りするために必要な手数料3千円をカード決済しました。



しかし、メールは受信できず、何度も「文字化け解消費用」などを請求され、結局、合計30万円を支払いました。その後も、いつまでたっても報酬がもらえないことを不審に思い、調べてみると、誘導されたサイトは出会い系サイトでした。

やり取りを行った会社経営者と名乗る相手はサクラ（仕込み客）と思われ、このようなサイトを「サクラサイト」と呼びます。

返金を求める場合、サイト運営者と交渉する必要がありますが、カード払いでも全額返金される保証はな

く、特に現金払いの場合には返金されることはほとんどありません。

副業を探してサイトに登録させるほかに、突然、携帯電話に、芸能人を騙る相手や知らない人から「悩みを聞いてほしい」「遺産を数千万円譲りたい」というメールが届き、サクラサイトに誘導・登録させられたという事例もあります。

メールのやり取りをするだけで簡単に大金が手に入る：なんておいしい話は、まずありません。心当たりのないメールには応じないようにしましょう。

身分証明書の写真を求められ、悪用されるケースもありますので、写真や詳細な個人情報 は安易に教えるはいけません。トラブルに遭ったら、できるだけ早く消費者センターへ連絡してください。

メールマガジンで 最新情報を発信中!

メールマガジンへ登録すると、市内県内で発生した消費者トラブルなどをメールでお知らせします。

左のQRコードから空メールを送ってください。



相談窓口

消費者センター (☎829・1234)